

役員・評議員・委員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青谷学園(以下「法人」という)の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬について定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事長、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、日常的に法人業務を行う理事長、理事のうち、施設職員または法人本部職員として給与の支払いを受けていない者をいう。

(役員報酬の総額)

第3条 役員報酬の総額は、16,000,000円を超えない範囲で支払うものとする。なお、この報酬には、施設職員または法人本部職員としての給与の額は含まないものとする。

(常勤理事の役員報酬)

第4条 月の初日に在任する常勤理事に対して役員報酬を支払う。ただし、月の初日に辞任する者には支払わないものとする。

2 前項の役員報酬は月額とし、金額は役職及び在任期間に応じて次表のとおりとする。

在任期間	金 額	
	理 事	理事長
3年未満	600,000円	900,000円
3年以上6年未満	650,000円	975,000円
6年以上9年未満	700,000円	1,050,000円
9年以上12年未満	750,000円	1,125,000円
12年以上	800,000円	1,200,000円

3 前項の在任期間は、毎年4月1日を基準日とし、年度の途中で在任期間による金額変更はしないものとする。また在任期間は、理事及び理事長の期間を通算するものとする。

4 第2項の役員報酬には通勤手当を含むものとする。この場合において通勤手当の算出は法人本部職員と同様とする。

5 第2項の役員報酬の支給日は、当月分を25日に口座振り込みにより支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日に当たる場合は、繰り上げて支払う。

6 理事が理事長に就任または理事長が理事に就任した場合は、就任した月の翌月(その日が初日の場合は当月)から金額改定するものとする。

(常勤理事以外の報酬)

第5条 常勤理事以外の役員、評議員または委員が、法人が召集した会議、監事の監査、監事による法人業務及び財産の調査、研修会、行政の指導監査の立ち合い、入札の立ち合い、

その他理事長から命じられた用件を果たすために出向いた場合には、次表のとおり報酬を支払う。ただし、施設職員または法人本部職員として給与の支払いを受けている者には支払わない。

区 分	報酬(月額)
理事長	40,000 円
理事	25,000 円
監事	30,000 円
評議員	20,000 円
評議員選任・解任委員	15,000 円
第三者委員	15,000 円

- 2 前項の報酬の支払日は、原則としてその事実が発生した日から1週間以内とし、口座振り込みにより支払うものとする。
- 3 役職を兼務する者の報酬は、出向いた用務の役職により支払うものとし、同日に2以上の用件で出向いた場合は、金額の高い方の報酬のみを支払うものとする。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

平成30年6月22日から変更する。